

**特定管理口座約款
新旧対照表**

下線部分変更

変更前	変更後
<p>(譲渡の方法)</p> <p>第 4 条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 前項の規定により、お客様が当社に対して特定管理株式等に係る注文を当社に対して出すことができない場合には、お客様が特定管理株式等を譲渡される前に、当該特定管理株式等を特定管理口座から<u>払い出す</u>ことといたします。</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第 7 条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>① ~ ③ (省略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前項第 1 号または第 2 号の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において、特定管理株式等の保管の委託等がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄について、譲渡、払出または価値喪失があったときに、特定管理口座の廃止を行います。</p>	<p>(譲渡の方法)</p> <p>第 4 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 前項の規定により、お客様が当社に対して特定管理株式等に係る注文を当社に対して出すことができない場合には、お客様が特定管理株式等を譲渡される前に、当該特定管理株式等を特定管理口座から<u>払出す</u>ことといたします。</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第 7 条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>① ~ ③ (現行どおり)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前項第 1 号の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において、特定管理株式等の保管の委託等がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄について、譲渡、払出または価値喪失があったときに、特定管理口座の廃止を行います。</p> <p style="text-align: right;">(2021 年 11 月改定)</p>